

江北町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 江北町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ～ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成14年度 (14年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適 平成31年4月1日予定(一部適用予定)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	28.71 処理区域内人口 7,351人 処理区域面積 256ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1区(江北町公共下水道処理区域)		
処 理 場 数	1箇所(江北クリーンセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成26年3月に全体計画を見直し、管渠埋設が困難な国道沿いや、点在家屋等の計画区域面積4.8haの削減を行い、合併浄化槽にて整備を行う事とした。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 7㎡まで 900円 超過使用料 8㎡を超え30㎡まで 1㎡につき140円 31㎡を超え50㎡まで 1㎡につき170円 51㎡を超えるもの 1㎡につき200円				
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	※消費税抜き額				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	—				
条 例 上 の 使 用 料 *2 （ 2 0 ㎡ あ た り ） ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2,850 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 （ 2 0 ㎡ あ た り ） ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,160 円
	平成26年度	2,930 円		平成26年度	3,220 円
	平成27年度	2,930 円		平成27年度	3,240 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	4人 損益勘定所属職員(維持管理費) 1人 資本勘定所属職員(新設改良費) 3人
事 業 運 営 組 織	平成32年度の下水道新設改良事業の完了を控え、職員の減が予想されるが、維持管理については増えていくと考えられるため職員数の現状維持を図る。 今後、維持管理業務の技術継承が課題であるため、積極的に研修等に参加し技術向上を図って行く。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	江北クリーンセンター、東分中継ポンプ場、八町中継ポンプ場、マンホールポンプの各維持管理を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	—

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

経営比較分析表については、HP町政情報の財政状況に掲載

2. 経営の基本方針

○適切で計画的な事業執行

今日までの下水道新設に伴う大きな負担や維持管理費の増加傾向から厳しい経営を強いられており、限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行っている。また、平成31年度を目標とした公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討する。

○効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組み、各施設の維持管理については、これまでと同様に民間委託の活用により業務の効率を図っていく。

○収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図る。また、収入の確保のため使用料を確実に収入すると共に、国や企業債の資金を的確に調達する。

○水洗化の促進

公共用水域の水質保全を図るため、下水道未接続の解消に向け、戸別訪問や広告等の周知により接続の促進を図る。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

下水道整備に伴う補助事業に関しては、平成32年度完了を目標年度としている。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

補助事業として、江北クリーンセンターの流量調整槽設置工事を、平成29年から2ヶ年で計画している。また、平成31年度から施設の長寿命化を図るため、ストックマネジメント事業の活用による計画的な施設の更新を行う。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

補助事業に係る国庫補助金及び企業債収入を平成32年度までで計画している。また、一般会計からの繰入を減らすため、確実な使用料収納を図る。

○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

人口減少により、今後の使用料収入増は見込まれないが、水洗化の促進を図ることにより増収するよう計画している。また、消費税増税に伴う使用料の改定を計画している。

○企業債に関する事項

建設改良費については、下水道事業債と過疎対策事業債を発行可能額の2分の1ずつで、発行可能額以内で計画している。

○繰入金に関する事項

収益的収支においては、維持管理及び企業債利子等を含む費用に対して料金収入等を充て、不足した分を他会計繰入金として受け入れている。また資本的収支においては、建設改良費及び企業債元金償還等に対して企業債借入及び国庫補助金等を充て、不足した分を他会計補助金として受け入れている。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項

平成14年度の供用開始当初より、江北クリーンセンター、東分中継ポンプ場、八町中継ポンプ場、マンホールポンプの維持管理を民間委託し、施設の適正管理、長寿命化及び経費削減に努めている。

○職員給与費に関する事項

全体人数は確保しつつ新設改良事業の縮小を踏まえ、平成29年度から資本的支出に充てている3名の職員について、1名を収益的支出に割り当て、維持管理の適正な促進を図る。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化、共同化に関する検討はないが、処理区域以外については、費用対効果から新たな区域拡大は行わず、浄化槽設置の促進により水洗化を図って行く。
投資の平準化に関する事項	収支計画のとおり、地方債償還金の変動が大きいことから、現時点では資本費平準化債の借入等は検討していない。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	消費税増税に伴う料金改定を計画しているが、平成31年度に予定している地方公営企業法の適用により使用料対象経費のうち資本費の考え方が変わるため、法適化を見据えた料金改定を検討する。
資産活用による収入増加 の取組について	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、施設の維持管理について民間委託を行っているが、将来的には包括的民間委託を検討する。
職員給与費に関する事項	町の給与制度による。
動力費に関する事項	電気料金の削減の為、施設の更新時には動力費が削減できる機器の整備を検討する。
薬品費に関する事項	包括的民間委託の移行により、コスト削減が可能か検討する。
修繕費に関する事項	長寿命化計画を作成し、施設のオーバーホールや更新を行う。また、定期的なメンテナンスを行い施設の長寿命化を図る。
委託費に関する事項	現在行っている民間委託は継続していくが、将来的には包括的民間委託とした場合の運用を検討する。
その他の取組	水洗化の促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取組む。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	平成31年度に地方公営企業法の適用により、行政から企業会計へ会計の手法が変更されるのに併せて、事後検証及び更新を行う。
---------------------	---

(法非適用企業)

収支計算書(※)

(単位:千円,%)

区 分			26		27		28		(単位:千円, %)														
			前々年度 (決 算)		前年度 (決 算)		本年度		29年度		30年度		31年度		32年度		33年度		34年度		35年度		36年度
収 益 的 収 入	1 総 収 入	益 (A)	289,784	330,277	332,332	320,660	326,899	336,857	335,617	335,062	335,845	335,690	335,471										
	(1) 営 業 収 入	益 (B)	66,607	72,599	75,801	75,502	79,572	79,979	80,386	81,003	81,206	81,409	81,613										
	ア 料 金 収 入		66,607	72,599	75,801	75,502	79,572	79,979	80,386	81,003	81,206	81,409	81,613										
	イ 受 託 工 事 収 入	益 (C)																					
	ウ その他																						
	(2) 営 業 外 収 入	益	223,177	257,678	256,531	245,158	247,127	256,878	254,824	254,059	254,639	254,281	253,858										
	ア 他 会 計 繰 入 金	金	222,983	255,899	256,526	245,153	247,122	256,873	254,819	254,054	254,634	254,276	253,853										
	イ その他		194	1,779	5	5	5	5	5	5	5	5	5										
	2 総 費 用	用 (D)	149,780	175,705	169,750	151,934	158,667	155,242	137,889	133,013	128,043	122,978	117,814										
	(1) 営 業 費 用	用	54,078	81,950	77,431	65,499	76,521	77,543	69,587	69,587	69,587	69,587	69,587										
収 益 的 支 出	ア 職 員 給 与 費	費	6,168	6,376	7,968	16,499	17,521	18,543	19,565	20,587	20,587	20,587	20,587										
	うち 退 職 手 当																						
	イ その他		47,910	75,574	69,463	49,000	59,000	59,000	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000										
	(2) 営 業 外 費 用	用	95,702	93,755	92,319	86,435	82,146	77,699	73,077	63,426	58,456	53,391	48,227										
	ア 支 払 利 息	息	95,702	93,755	92,319	86,435	82,146	77,699	73,077	63,426	58,456	53,391	48,227										
	うち 一 時 借 入 金 利 息		47	62	236	236	236	236	236	236	236	236	236										
	イ その他																						
	3 収 支 差 引	(A)-(D)	140,004	154,572	162,582	168,726	168,032	181,615	183,644	202,049	207,802	212,712	217,657										
	1 資 本 的 収 入	(E)	380,478	225,865	234,798	210,390	175,470	325,405	177,101	191,654	193,395	187,580	180,745										
	(1) 地 方 債	債	168,300	91,300	90,100	64,800	49,900	115,400	45,900	52,200	53,000	50,400	47,200										
資 本 的 収 入	うち 資 本 費 平 準 化 債	債																					
	(2) 他 会 計 補 助 金	金	71,195	47,939	81,899	78,268	78,896	82,009	80,101	81,354	81,295	81,180	81,045										
	(3) 他 会 計 借 入 金	金																					
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	金																					
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	金	120,000	65,000	56,000	65,000	45,000	127,500	51,000	58,000	59,000	56,000	52,500										
	(6) 工 事 負 担 金	金	20,983	21,626	6,799	2,322	1,674	496	100	100	100												
	(7) そ の 他																						
	2 資 本 的 支 出	(G)	522,567	391,610	397,380	379,116	343,502	507,020	366,745	389,382	401,197	400,292	398,402										
	(1) 建 設 改 良 費	費	337,588	192,828	177,039	148,531	97,954	261,497	108,839	123,181	125,181	119,181	112,181										
	資 本 的 支 出	うち 職 員 給 与 費	費	25,122	21,167	24,600	16,400	5,823	6,165	6,849	6,849	6,849	6,849	6,849									
(2) 地 方 債 償 還 金		(H)	184,979	198,782	210,988	224,245	236,108	244,734	257,906	266,201	271,077	281,111	286,221										
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		金																					
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		金																					
(5) そ の 他																							
3 収 支 差 引		(F)-(G)	△ 142,089	△ 165,745	△ 162,582	△ 168,726	△ 168,032	△ 181,615	△ 183,644	△ 197,728	△ 207,802	△ 212,712	△ 217,657										

(法非適用企業)

収支計画(※)

区 分		年 度												(単位:千円, %)	
		26	27	28	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度		
		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度											
収 入	収 入 再 差 引	(E)+(I)	(J)												
	積 立 金	(K)													
収 入 再 差 引	前年度からの繰越金	(L)	21,008												
	前年度繰上充用金	(M)													
収 入 再 差 引	収益的支出に充てた地方債	(N)													
	収益的支出に充てた他会計借入金	(O)													
形 式 収 入	形 式 収 入	(J)-(K)-(L)-(M)+(N)+(O)	(P)	21,008											
	翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)													
実 質 収 入	実 質 収 入	(R)	9,835												
	(P)-(Q)	(S)													
赤 字 比 率	赤 字 比 率	(S) (B)-(C)	×100												
	収 入 再 差 引	(A) (D)+(H)	×100												
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(T)													
	営 業 収 入	(B)-(C)	(U)	75,801	75,502	79,572	79,979	80,386	80,793	81,003	81,206	81,409	81,613		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(V)													
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不不足額	((T)/(U)×100)													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(W)													
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不不足額	((V)/(X)×100)													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模	地 方 財 政 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模	(Y)													
	健全化法第22条により算定した資金の不不足比率	((V)/(X)×100)													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模	地 方 財 政 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模	(Z)	5,154,673	5,047,191	4,836,204	4,375,851	4,131,117	3,873,212	3,607,011	3,335,935	3,059,889	2,778,777	2,492,557		
	他会計借入金残高	(Y)													
O他会計繰入金															

区 分		年 度												(単位:千円)	
		26	27	28	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度		
		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度											
収 入	収 入 再 差 引	(E)+(I)	(J)												
	積 立 金	(K)													
収 入 再 差 引	前年度からの繰越金	(L)	21,008												
	前年度繰上充用金	(M)													
収 入 再 差 引	収益的支出に充てた地方債	(N)													
	収益的支出に充てた他会計借入金	(O)													
形 式 収 入	形 式 収 入	(J)-(K)-(L)-(M)+(N)+(O)	(P)	21,008											
	翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)													
実 質 収 入	実 質 収 入	(R)	9,835												
	(P)-(Q)	(S)													
赤 字 比 率	赤 字 比 率	(S) (B)-(C)	×100												
	収 入 再 差 引	(A) (D)+(H)	×100												
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(T)													
	営 業 収 入	(B)-(C)	(U)	75,801	75,502	79,572	79,979	80,386	80,793	81,003	81,206	81,409	81,613		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(V)													
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不不足額	((T)/(U)×100)													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(W)													
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不不足額	((V)/(X)×100)													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模	地 方 財 政 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模	(Y)													
	健全化法第22条により算定した資金の不不足比率	((V)/(X)×100)													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模	地 方 財 政 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模	(Z)	5,154,673	5,047,191	4,836,204	4,375,851	4,131,117	3,873,212	3,607,011	3,335,935	3,059,889	2,778,777	2,492,557		
	他会計借入金残高	(Y)													
O他会計繰入金															

(※)平成28年度地方債同業等基準運用要綱第一のーの4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たつての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。

江北町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 江北町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ～ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成11年度 (供用開始後17年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適 平成31年4月1日予定(一部適用予定)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	25.40 処理区域内人口 1,829人 処理区域面積 72ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1区(佐留志地区農業集落排水区域)		
処 理 場 数	1箇所(佐留志クリーンセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施・実績なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 7㎡まで 900円 超過使用料 8㎡を超え30㎡まで 1㎡につき140円 31㎡を超え50㎡まで 1㎡につき170円 51㎡を超えるもの 1㎡につき200円				
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	※消費税抜き額				
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	—				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2,850 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,000 円
	平成26年度	2,930 円		平成26年度	3,040 円
	平成27年度	2,930 円		平成27年度	3,050 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	1人 損益勘定所属職員(維持管理費) 1人
事 業 運 営 組 織	供用開始から17年を過ぎ、今後施設の長寿命化や最適化など国の動向を注視しながら適正な人員配置を検討する。また、今後の維持管理業務の技術継承が課題であるため、積極的に研修等に参加し技術向上を図って行く。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	佐留志クリーンセンター、祖子分中継ポンプ場、下分中継ポンプ場の維持管理を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	—

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

経営比較分析表については、HP町政情報の財政状況に掲載

2. 経営の基本方針

- 適切で計画的な事業執行
供用開始から17年が経過し施設の老朽化が懸念されており、今後、長寿命化や最適化などの検討に入る必要がある。
近年は、維持管理費の増加から厳しい経営を強いられており、限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行っている。また、平成31年度を目標とした公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討する。
- 効率的な事業執行
業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組み、各施設の維持管理については、これまでと同様に民間委託の活用により業務の効率を図っていく。
- 収入の確保と負担の適正化
財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図る。また、収入の確保のため使用料を確実に収入すると共に、国や企業債の資金を的確に調達する。
- 水洗化の促進
農業集落水域の水質保全を図るため、下水道未接続の解消に向け、戸別訪問や広告等の周知のより接続の促進を図る。

3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- 投資の目標に関する事項
現在、施設の維持管理について繰入金による拠出が不可欠となっている。今後、委託に関して、将来的には包括的民間委託を検討する必要がある。また、施設の機能低下状況等を的確に把握するため施設機能診断を実施し、最適整備構想を策定することにより、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減化を図る。
- 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
平成27年度から平成31年度まで施設の長寿命化を図るため、低コスト型農業集落排水施設更新支援事業の活用による計画的な施設の更新を行う。

② 収支計画のうち財源についての説明

- 財源の目標に関する事項
補助事業に係る国庫補助金及び企業債収入を平成31年度までで計画している。また、一般会計からの繰入を減らすため、確実な使用料収納を図る。
- 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
人口減少により、今後の使用料収入増は見込まれないが、水洗化の促進を図ることにより増収するよう計画している。また、消費税増税に伴う使用料の改定を計画している。
- 企業債に関する事項
建設改良費については、下水道事業債と過疎対策事業債を発行可能額の2分の1ずつで、発行可能額以内で計画している。
- 繰入金に関する事項
収益的収支においては、維持管理及び企業債利子等を含む費用に対して料金収入等を充て、不足した分を他会計繰入金として受け入れている。また資本的収支においては、建設改良費及び企業債元金償還等に対して企業債借入及び国庫補助金等を充て、不足した分を他会計補助金として受け入れている。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 民間の活力の活用に関する事項
平成11年度の供用開始当初より、佐留志クリーンセンター、祖子分中継ポンプ場、下分中継ポンプ場の維持管理を民間委託し、施設の適正管理、長寿命化及び経費削減に努めている。
- 職員給与費に関する事項
1名を収益的支出により計上、今後も維持管理の適正な促進を図る。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	最適化については、施設の機能低下状況等を的確に把握するため施設機能診断を実施し、最適整備構想を策定することにより、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減化を図る。
投資の平準化に関する事項	収支計画のとおり、地方債償還金の変動が大きいことから、現時点では資本費平準化債の借入等は検討していない。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	消費税増税に伴う料金改定を計画しているが、平成31年度に予定している地方公営企業法の適用により使用料対象経費のうち資本費の考え方が変わるため、法適化を見据えた料金改定を検討する。
資産活用による収入増加 の取組について	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、施設の維持管理について民間委託を行っているが、将来的には包括的民間委託を検討する。
職員給与費に関する事項	町の給与制度による。
動力費に関する事項	電気料金の削減の為、施設の更新時には動力費が削減できる機器の整備を検討する。
薬品費に関する事項	包括的民間委託の移行により、コスト削減が可能か検討する。
修繕費に関する事項	最適整備構想に基づき、施設のオーバーホールや更新を行う。また、定期的なメンテナンスを行い施設の長寿命化を図る。
委託費に関する事項	現在行っている民間委託は継続していくが、将来的には包括的民間委託とした場合の運用を検討する。
その他の取組	水洗化の促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取組む。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	平成31年度に地方公営企業法の適用により、行政から企業会計へ会計の手法が変更されるのに併せて、事後検証及び更新を行う。
---------------------	---

収支計画(※)

区 分		年 度		26		27		28		(単位:千円、%)									
		前々年度 (決 算)		前年度 (決 算)		本年度 (予 算)		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度			
収 益 的 収 入	1 総 収 入	益 (A)	88,462	85,040	87,488	93,168	93,510	93,151	88,357	88,795	88,794	88,794	88,795	88,794	88,794	88,795	88,794		
	(1) 営 業 収 入	益 (B)	17,868	18,237	18,351	18,105	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010		
	ア 料 金 収 入		17,868	18,237	18,351	18,105	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010		
	イ 受 託 工 事 収 入	益 (C)																	
	ウ そ の 他																		
	(2) 営 業 外 収 入	益	68,594	66,803	69,137	75,063	74,500	74,141	69,347	69,785	69,784	69,784	69,785	69,784	69,784	69,785	69,784		
	ア 他 会 計 繰 入 金		68,405	66,747	69,135	75,063	74,500	74,141	69,347	69,785	69,784	69,784	69,785	69,784	69,784	69,785	69,784		
	イ そ の 他		189	56	2														
	2 総 費 用	用 (D)	45,361	41,620	40,955	42,337	41,763	41,169	40,556	39,921	38,923	37,904	36,864	35,800	35,800	35,800	35,800		
	(1) 営 業 費 用		31,207	28,307	28,456	30,789	31,131	31,473	31,815	32,157	32,157	32,157	32,157	32,157	32,157	32,157	32,157		
ア 職 員 給 与 費		3,763	4,110	5,506	5,481	5,823	6,165	6,507	6,849	6,849	6,849	6,849	6,849	6,849	6,849	6,849			
ウ ち 退 職 手 当																			
イ そ の 他		27,444	24,197	22,950	25,308	25,308	25,308	25,308	25,308	25,308	25,308	25,308	25,308	25,308	25,308	25,308			
(2) 営 業 外 費 用		14,154	13,313	12,499	11,548	10,632	9,696	8,741	7,764	6,766	5,747	4,707	3,643	3,643	3,643	3,643			
ア 支 払 利 息		14,154	13,313	12,499	11,548	10,632	9,696	8,741	7,764	6,766	5,747	4,707	3,643	3,643	3,643	3,643			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																			
イ そ の 他																			
3 収 支 差 引	(A)-(D)	(E)	41,101	43,420	46,533	50,831	51,747	51,982	47,801	48,874	49,871	50,890	51,931	50,890	51,931	52,994			
1 資 本 的 収 入	(F)		3,800	6,302	45,201	109,500	110,300	97,700											
(1) 地 方 債	債		1,800	2,500	25,200	60,800	61,100	46,300											
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	債																		
(2) 他 会 計 補 助 金	金			195															
(3) 他 会 計 借 入 金	金																		
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	金																		
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	金	2,000	2,887	20,000	48,700	49,200	51,400												
(6) 工 事 負 担 金	金		720	1															
(7) そ の 他	他																		
2 資 本 的 支 出	(G)		46,303	49,458	91,734	162,047	149,682	102,900	47,801	48,874	49,871	50,890	51,931	50,890	51,931	52,994			
(1) 建 設 改 良 費	費	4,007	6,302	47,700	115,400	116,200													
ウ ち 職 員 給 与 費	費																		
(2) 地 方 債 還 金	(H)	42,296	43,156	44,034	44,931	45,847	46,782		47,801	48,874	49,871	50,890	51,931	50,890	51,931	52,994			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	金																		
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	金																		
(5) そ の 他	他																		
3 収 支 差 引	(F)-(G)	(I)	△ 42,503	△ 43,156	△ 46,533	△ 50,831	△ 51,747	△ 51,982	△ 47,801	△ 48,874	△ 49,871	△ 50,890	△ 51,931	△ 50,890	△ 51,931	△ 52,994			

(法非適用企業)

収支計画(※)

区 分	年 度	26		27		28		(単位:千円, %)								
		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度 (予算)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度			
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 1,402	264												
積 立 金	(K)															
前年度からの繰越金	(L)		3,382	1,980												
前年度繰上充用金	(M)															
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	1,980	2,244												
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	(O)															
実 質 収 支 黒 字	(P)															
(N)-(O)	赤 字	(Q)														
赤 字 比 率	($\frac{(Q)}{(B)-(C)}$ × 100)															
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)}$ × 100)		98.6	100.3	102.9	106.8	106.7	105.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不 足 額	(R)															
営 業 収 益 － 受 託 工 事 収 益	(B)-(C)	(S)	17,868	18,237	18,351	18,105	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010	19,010
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	($\frac{(R)}{(S)} \times 100$)															
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不 足 額	(T)															
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)															
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規 模	(V)															
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	($\frac{(T)}{(V)} \times 100$)															
他会計借入金残高	(W)															
地 方 債 残 高	(X)		671,627	630,972	586,938	542,007	496,161	449,379	401,579	352,705	302,835	251,945	200,014	147,020		

○他会計繰入金

区 分	年 度		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 〔見 込〕	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 の 収 支 分	うち基準内繰入金		68,405	66,747	69,135	75,063	74,500	74,141	69,347	69,785	69,784	69,784	69,785	69,784
	うち基準外繰入金		56,450	56,469	57,382	62,302	61,835	61,537	57,558	57,922	57,921	57,921	57,922	57,921
資 本 の 収 支 分	うち基準内繰入金		11,955	10,278	11,753	12,761	12,665	12,604	11,789	11,863	11,863	11,863	11,863	11,863
	うち基準外繰入金			195										
合 計	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金		68,405	66,942	69,135	75,063	74,500	74,141	69,347	69,785	69,784	69,784	69,785	69,784

(※)平成28年度地方債同業等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。

江北町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 江北町

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ～ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成21年度 (供用開始後7年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	平成31年4月1日予定(一部適用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	111.75 処理区域内人口 447人 処理区域面積 4ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1区(下水道処理区域以外)		
浄 化 槽 設 置 基 数	95箇所(平成28年3月末現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成26年3月に全体計画を見直し、管渠埋設が困難な国道沿いや、点在家屋等の計画区域面積4.8haの削減を行い、合併浄化槽にて整備を行う事とした。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 7㎡まで 900円 超過使用料 8㎡を超え30㎡まで 1㎡につき140円 31㎡を超え50㎡まで 1㎡につき170円 51㎡を超えるもの 1㎡につき200円				
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	※消費税抜き額				
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	—				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2,850 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2,930 円
	平成26年度	2,930 円		平成26年度	3,000 円
	平成27年度	2,930 円		平成27年度	3,010 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	0人
事 業 運 営 組 織	処理区域面積が小さいため、下水道事業に係る職員で対応している。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽管理業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	—

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

経営比較分析表については、HP町政情報の財政状況に掲載

2. 経営の基本方針

- 適切で計画的な事業執行
維持管理費の増加傾向から厳しい経営を強いられており、限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行っている。また、平成31年度を目標とした公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討する。
- 効率的な事業執行
業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組み、各施設の維持管理については、これまでと同様に民間委託の活用により業務の効率を図っていく。
- 収入の確保と負担の適正化
財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図る。また、収入の確保のため使用料を確実に収入すると共に、国や企業債の資金を的確に調達する。
- 水洗化の促進
公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽未設置の解消に向け、戸別訪問や広告等の周知のより接続の促進を図る。

3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- 投資の目標に関する事項
期間中の浄化槽整備は、年度あたり2基ずつ計画している。
- 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
期間中に耐用年数に達する浄化槽はないため計画していない。

② 収支計画のうち財源についての説明

- 財源の目標に関する事項
一般会計からの繰入を減らすため、確実な使用料収納を図る。
- 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
人口減少により、今後の使用料収入増は見込まれないが、水洗化の促進を図ることにより増収するよう計画している。また、消費税増税に伴う使用料の改定を計画している。
- 企業債に関する事項
期間内は、年度内2期ずつの浄化槽設置計画であるため、企業債の借入は行わない事としている。
- 繰入金に関する事項
収益的収支においては、維持管理及び企業債利子等を含む費用に対して料金収入等を充て、不足した分を他会計繰入金として受け入れている。また資本的収支においては、建設改良費及び企業債元金償還等に対して、工事負担金の不足分を他会計補助金として受け入れている。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 民間の活力の活用に関する事項
平成14年度の供用開始当初より、浄化槽の維持管理については民間委託を行い、施設の適正管理、長寿命化及び経費削減に努めている。
- 職員給与費に関する事項
処理区域面積が小さいため、下水道事業に係る職員で対応している。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化、共同化に関する検討はないが、処理区域以外については、費用対効果から新たな区域拡大は行わず、浄化槽設置の促進により水洗化を図って行く。
投資の平準化に関する事項	収支計画のとおり、地方債償還金の変動が大きいことから、現時点では資本費平準化債の借入等は検討していない。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	消費税増税に伴う料金改定を計画しているが、平成31年度に予定している地方公営企業法の適用により使用料対象経費のうち資本費の考え方が変わるため、法適化を見据えた料金改定を検討する。
資産活用による収入増加 の取組について	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、施設の維持管理について民間委託を行っているが、将来的には包括的民間委託を検討する。
職員給与費に関する事項	町の給与制度による。
動力費に関する事項	—
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	定期的なメンテナンスを行い施設の長寿命化を図る。
委託費に関する事項	現在行っている民間委託は継続していくが、将来的には包括的民間委託とした場合の運用を検討する。
その他の取組	水洗化の促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取組む。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	平成31年度に地方公営企業法の適用により、行政から企業会計へ会計の手法が変更されるのに併せて、事後検証及び更新を行う。
---------------------	---

収支計画(※)

区 分			年 度		26	27	28	(単位:千円, %)							
			前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度 (予 算)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	8,281	8,337	9,416	9,542	9,971	10,410	10,510	10,610	11,590	12,610	13,610	14,610		
	(1) 営 業 収 益 (B)	2,999	3,222	3,464	3,067	3,221	3,221	3,221	3,221	3,221	3,221	3,221	3,221		
	ア 料 金 収 入	2,999	3,222	3,464	3,067	3,221	3,221	3,221	3,221	3,221	3,221	3,221	3,221		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	5,282	5,115	5,952	6,475	6,750	7,189	7,289	7,389	8,369	9,389	10,389	11,389		
	ア 他 会 計 繰 入 金	5,282	5,115	5,952	6,475	6,750	7,189	7,289	7,389	8,369	9,389	10,389	11,389		
	イ そ の 他														
	2 総 費 用 (D)	7,406	7,534	8,458	8,395	8,470	8,541	8,608	8,674	9,620	10,605	11,569	12,533		
	(1) 営 業 費 用	6,440	6,548	7,483	7,440	7,540	7,640	7,740	7,840	8,840	9,840	10,840	11,840		
収 益 的 支 出	ア 職 員 給 与 費														
	イ そ の 他	6,440	6,548	7,483	7,440	7,540	7,640	7,740	7,840	8,840	9,840	10,840	11,840		
	(2) 営 業 外 費 用	966	986	975	955	930	901	868	834	780	765	729	693		
	ア 支 払 利 息	966	986	975	955	930	901	868	834	780	765	729	693		
	イ そ の 他														
	3 収 支 差 引 (A)-(D)-(E)	875	803	958	1,147	1,501	1,869	1,902	1,936	1,970	2,005	2,041	2,077		
	1 資 本 的 収 入 (F)	90	3,145	4,116	4,116	4,116	4,116	4,116	4,116	4,116	4,116	4,116	4,116		
	(1) 地 方 債														
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金		2,695	3,755	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876		
資 本 的 収 入	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金	90	450	361	240	240	240	240	240	240	240	240	240		
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,210	3,539	5,074	5,263	5,617	5,985	6,018	6,052	6,086	6,121	6,157	6,193		
	(1) 建 設 改 良 費	1,210	3,145	4,116	4,116	4,116	4,116	4,116	4,116	4,116	4,116	4,116	4,116		
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)														
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		394	958	1,147	1,501	1,869	1,902	1,936	1,970	2,005	2,041	2,077		
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
資 本 的 支 出	(5) そ の 他														
	3 収 支 差 引 (F)-(G)-(I)	△ 1,120	△ 394	△ 958	△ 1,147	△ 1,501	△ 1,869	△ 1,902	△ 1,936	△ 1,970	△ 2,005	△ 2,041	△ 2,077		
	1 資 本 的 収 入														
	(1) 地 方 債														
	(2) ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(3) 他 会 計 補 助 金		2,695	3,755	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876		
	(4) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金	90	450	361	240	240	240	240	240	240	240	240	240		

(単位:千円, %)

(法非適用企業)

収支計画(※)

(単位:千円, %)

区 分	年 度		26	27	28	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (予算)	本年度 (決算)	本年度 (予算)								
収 支 再 差 引	(J)	(E)+(I)	△ 245	409									
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	1,369		1,124									
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)		1,533									
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)												
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	(Q) (B)-(C) × 100)												
収 益 的 収 支 比 率	(A) (D)+(H) × 100)	111.8	105.2		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(G) (S)	2,999	3,222		3,464	3,221	3,221	3,221	3,221	3,221	3,221	3,221	3,221
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算)	本年度 (決算)	本年度 (決算)	本年度 (決算)	本年度 (決算)	本年度 (決算)	本年度 (決算)	本年度 (決算)	本年度 (決算)	本年度 (決算)	本年度 (決算)
収 益 的 収 支 分			5,282	5,115	5,952	6,475	6,750	7,189	7,289	7,389	8,369	9,389	10,389	11,389
うち基準内繰入金	966	1,380	966	1,380	1,933	2,102	2,431	2,770	2,770	2,770	2,750	2,770	2,770	2,770
うち基準外繰入金	4,316	3,735	4,316	3,735	4,019	4,373	4,319	4,419	4,519	4,619	5,619	6,619	7,619	8,619
資 本 的 収 支 分				2,695	3,755	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金				2,695	3,755	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876	3,876
合 計	5,282	7,810	5,282	7,810	9,707	10,351	10,626	11,065	11,165	11,265	12,245	13,265	14,265	15,265

(※)平成28年度地方債同業等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。

江北町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 江北町

事 業 名 : 個別排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ～ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成13年度 (供用開始後15年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	平成31年4月1日予定(一部適用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	2.6 処理区域内人口 13人 処理区域面積 5ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1区(江北町公共下水道区域内の浄化槽適合区域)		
浄 化 槽 設 置 基 数	4箇所(平成28年3月末現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成26年3月に全体計画を見直し、管渠埋設が困難な国道沿いや、点在家屋等の計画区域面積4.8haの削減を行い、合併浄化槽にて整備を行う事とした。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 7㎡まで 900円 超過使用料 8㎡を超え30㎡まで 1㎡につき140円 31㎡を超え50㎡まで 1㎡につき170円 51㎡を超えるもの 1㎡につき200円				
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	※消費税抜き額				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	—				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2,850 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2,930 円
	平成26年度	2,930 円		平成26年度	2,970 円
	平成27年度	2,930 円		平成27年度	2,990 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	0人
事 業 運 営 組 織	処理区域面積が小さいため、下水道事業に係る職員で対応している。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽管理業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	—

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

経営比較分析表については、HP町政情報の財政状況に掲載

2. 経営の基本方針

- 適切で計画的な事業執行
平成31年度を目標とした公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討する。
- 効率的な事業執行
業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組み、施設の維持管理については、これまでと同様に民間委託の活用により業務の効率を図っていく。
- 収入の確保と負担の適正化
財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図る。また、収入の確保のため使用料を確実に収入する。

3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- 投資の目標に関する事項
事業が完了しているため計画していない。
- 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
期間中に耐用年数に達する浄化槽はないため計画していない。

② 収支計画のうち財源についての説明

- 財源の目標に関する事項
一般会計からの繰入を減らすため、確実な使用料収納を図る。
- 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
人口減少により、今後の使用料収入増は見込まれないが、水洗化の促進を図ることにより増収するよう計画している。また、消費税増税に伴う使用料の改定を計画している。
- 企業債に関する事項
期間内は、年度内2期づつの浄化槽設置計画であるため、企業債の借入は行わない事としている。
- 繰入金に関する事項
収益的収支においては、維持管理の費用に対して料金収入を充て、不足した分を他会計繰入金として受け入れている。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 民間の活力の活用に関する事項
平成14年度の供用開始当初より、浄化槽の維持管理については民間委託を行い、施設の適正管理、長寿命化及び経費削減に努めている。
- 職員給与費に関する事項
処理区域面積が小さいため、下水道事業に係る職員で対応している。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化、共同化に関する検討はない。
投資の平準化に関する事項	—
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	消費税増税に伴う料金改定を計画しているが、平成31年度に予定している地方公営企業法の適用により使用料対象経費のうち資本費の考え方が変わるため、法適化を見据えた料金改定を検討する。
資産活用による収入増加 の取組について	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、施設の維持管理について民間委託を行っているが、将来的には包括的民間委託を検討する。
職員給与費に関する事項	町の給与制度による。
動力費に関する事項	—
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	定期的なメンテナンスを行い施設の長寿命化を図る。
委託費に関する事項	現在行っている民間委託は継続していくが、将来的には包括的民間委託とした場合の運用を検討する。
その他の取組	—

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	平成31年度に地方公営企業法の適用により、行政から企業会計へ会計の手法が変更されるのに併せて、事後検証及び更新を行う。
---------------------	---

収支計画(※)

收支計畫(※)

26 27 28

区分		年度		平成29年度										
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (予算)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
収益的収入	1 総収入	197	212	212	212	212	212	212	212	212	212	212	212	212
	(1) 営業収益	135	133	133	133	139	139	139	139	139	139	139	139	139
	ア 料金収入	135	133	133	133	139	139	139	139	139	139	139	139	139
	イ 受託工事収益													
	ウ その他													
	(2) 営業外収益	62	79	79	79	73	73	73	73	73	73	73	73	73
	ア 他会社計繰入金	62	79	79	79	73	73	73	73	73	73	73	73	73
	イ その他													
	2 総費用	197	212	212	212	212	212	212	212	212	212	212	212	212
	(1) 営業費用	197	212	212	212	212	212	212	212	212	212	212	212	212
収益的支出	ア 職員給与費用													
	うち退職手当													
	イ その他費用	197	212	212	212	212	212	212	212	212	212	212	212	212
	(2) 営業外費用													
	ア 支払利息													
	うち一時借入金利息													
	イ その他													
	3 収支差引													
	1 資本的収入													
	(1) 地方債													
資本的収入	うち資本費平準化債													
	他会社計補助金													
	他会社計借入金													
	(4) 固定資産売却代金													
	(5) 国(都道府県)補助金													
	(6) 工事負担金													
	(7) その他													
	2 資本的支出													
	(1) 建設改良費													
	うち職員給与費													
資本的支出	(2) 地方債還金													
	(3) 他会計長期借入金返還金													
	(4) 他会計への繰出金													
	(5) その他													
	3 収支差引													
			(F)-(G) ①											

(法非適用企業)

収支計画(※)

区 分		26		27		28		(単位:千円, %)									
		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度 (予 算)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度				
年 度																	
区 分	収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)														
	積 立 金	(K)															
	前年度からの繰越金	(L)															
	前年度繰上充用金	(M)															
	形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)														
	翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	(O)															
	実 質 収 支	黒 字 (P)															
	(N)-(O)	赤 字 (Q)															
	赤 字 比 率	(Q) (B)-(C) × 100)															
	収 益 的 収 支 比 率	(A) (D)+(H) × 100)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不 足 額		(R)															
営 業 収 益 － 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (S)	135	133	133	133	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	((R)/(S)×100)																
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(T)																
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額	(U)																
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模	(V)																
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率	((T)/(V) × 100)																
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)																
地 方 債 残 高	(X)																

○他会計繰入金

区 分		26		27		28		(単位:千円)								
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算)	本年度 (予算)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度		
収 益 的 収 支 分		62	79	79	79	79	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
資本的収支分	うち基準内繰入金															
	うち基準外繰入金	62	79	79	79	79	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
資本的収支分	うち基準内繰入金															
	うち基準外繰入金															
合 計		62	79	79	79	79	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。